

※本公募は、平成27年度予算政府案に基づいて行うものであるため、成立した予算の内容に応じて事業実施内容等の変更があり得ることに御留意ください。

都市農業機能発揮対策事業公募要領 (福祉農園地域支援事業)

1 はじめに

都市農業における新たな取組として注目されている福祉農園の全国展開を図るため、本事業により、普及のモデルとなる福祉農園での職員の育成や普及活動を支援します。

補助金の交付を希望される方は、この公募要領のほか、都市農業機能発揮対策事業実施要綱（案）（平成27年〇月〇日付け〇振第〇〇号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。）及び都市農業機能発揮対策事業実施要領（案）（平成27年〇月〇日付け〇農振第〇〇号農林水産省農村振興局長通知。以下「実施要領」という。）を必ずお読みいただき、必要な提出書類を公募期間内に提出して下さい。

公募期間：平成27年2月2日（月）から平成27年2月20日（金）まで

2 事業内容等

- (1) 公募対象は、「都市農業機能発揮対策事業」のうち「福祉農園地域支援事業」（以下「本事業」という。）とし、福祉農園の全国展開のための普及モデルの創出と、その普及活動を推進するため、
 - ①農業分野と福祉分野の双方について専門的な知見を有する職員の育成
 - ②地域に福祉農園を普及するための活動を支援します。
なお、取組の詳細は、別紙1を参照して下さい。
- (2) 本事業の対象となる取組の実施期間は、2年以内です。
- (3) (1)に掲げる事業内容のうち①のみの応募、②のみの応募、①及び②双方への応募いずれも可能です。福祉農園の全国への普及を目的とする事業ですので、①のみに応募する場合であっても、併せて、開設事例マニュアル、視察・研修の受入等の取組を実施していただきます。
- (4) 本事業と併せて都市農業機能発揮対策事業（都市農業機能発揮整備事業）に応募できます。この場合の応募手続は、別に定める都市農業機能発揮対策事業公募要領（都市農業機能発揮整備事業）に基づき、両事業をあわせた提案書で行って下さい。

3 応募方法

(1) 応募に必要な書類（以下「提案書等」という。）は、以下のとおりです。

① 都市農業機能発揮対策事業（福祉農園地域支援事業）実施提案書（以下「提案書」という。）

提案書の様式を農林水産省ホームページ内 (<http://www.maff.go.jp/j/supply/hozyo/index.html>) からダウンロードし、様式に従って作成してください。

提案書には、事業実施体制や目標等事業の具体的な計画について記入していただきます。

なお、事業の目標として設定する指標については、別紙2も参考にしてください。

② 本要の申請者の組織や活動内容などを示す以下の資料〔①の提案書に添付〕

ア 申請者が団体の場合は、団体の代表者や会計処理、意思決定方法等が分かる資料（設立趣意書、定款、規約等）

イ 申請者の資金力が分かる資料（過去の決算書、貸借対照表、損益計算書、預金残高証明書等）

ウ 連携する団体等がある場合は、その団体等の概要が分かる資料

エ 事業費の積算資料

オ 資金調達計画書

カ 当該地域の市町村基本方針又は市町村基本計画等の写し（4の（2）の②のイに該当する場合）

地方自治体が申請者である場合には、上記ア及びイは必要ありません。

(2) 応募は、4の補助対象者が単独又は連名で行うことが可能です。

ただし、連名で応募する場合には、提案書が採択されてから、7（3）の実施計画の提出までの間（1ヶ月程度）に、団体等を組織していただく必要がありますので御留意ください。

なお、団体の代表者として応募を行う個人が、別の応募団体に代表者以外の立場で参加することを妨げるものではありません。

(3) 提案書等の提出方法等

① 提出方法

次の宛先に持参又は郵送で提出して下さい。

農林水産省農村振興局農村政策部都市農村交流課都市農業室

〒100-8950 東京都千代田区霞が関1-2-1

TEL 03-3502-0033

提出された提案書等については、秘密保持に十分配慮し、審査等以外には無断で使用いたしません。

② 提出期限

平成27年2月20日（金）17時まで

（郵送の場合は平成27年2月20日（金）（消印有効））

③ 提出に当たっての留意事項

(ア) 提案書等に虚偽の記載、不備等がある場合は審査対象となりませんので、この要領に基づき注意して作成願います。

(イ) 提出部数は1部です。

なお、提案書等の作成及び提出に要する一切の費用は応募者の負担とし、提案書等の返却は行いません。

(ウ) 関連する行政機関との連携を強化し、本補助金の効果を高めるため、提出いただいた提案書について、事業予定地を管轄する都道府県や関係省庁に開示することがあります。都道府県や関係府省への提案書の開示を希望しない場合には、その旨を提案書の開示意向確認欄へ記入願います。

なお、各府省との連携が予定されている事業に係る提案書については、開示意向にかかわらず、関係省庁に対し情報を提供することとしますのでご了承願います。

4 補助対象者

本事業の交付の対象となる方は以下のとおりです。

(1) 都市農地や空閑地を活用して、福祉農園を運営し、又は、運営しようとする個人又は団体等を対象とします。

(2) 本事業の対象となる福祉農園は、その所在地が以下の2つの要件を満たしている必要があります。

①都市計画法第7条の規定による市街化区域又は市街化調整区域にあること。

②以下のいずれかの土地を利用していること。

ア生産緑地法第3条第1項の規定による生産緑地地区内の農地

イ都市計画法第18条第2項に規定する市町村基本方針、都市緑地法第4条

に規定する市町村基本計画等において、保全の方針が示されている農地

ウ都市計画区域において、福祉農園としての利用が認められている空閑地等

(3) 「農」のある暮らしづくり交付金（「農」のある暮らしづくり推進対策）の交付を受けた方は、本事業に応募することはできません。

なお、同交付金（「農」のある暮らしづくり整備対策）の交付を受けた方は、本事業に応募することが可能です。

5 補助金の額

補助金の額は、以下のとおりとします。

(1) 各年度の補助金の上限は、150万円とします。2の(1)の②のみ実施する場合の上限は、50万円とします。

(2) 補助金の対象は、当該事業に直接必要と認められる経費です。

当該事業の実施団体の経常的運営に要する経費等当該事業の実施に直接関係しない経費は、補助金の交付対象にはなりません。このため、交付対象にならない経費等が提案に含まれていた場合、提案額より減額されることがあります。

補助金の交付決定通知の前に支出した経費は、補助金の交付対象にはなりません。

(3) 補助金の対象となる経費の内容や構成については、別紙3を参照してください。

6 選定審査ヒアリング

申請者より提案された提案書等審査するに当たり、必要に応じて申請者に対するヒアリングを行うことがあります。

7 交付候補者の選定等

(1) 提案書の選定

① 提案書の選定は、選定審査委員会を設置し、(2)の観点から審査した結果に基づき行います。

② 審査に当たり、(2)の①の必須要件を満たしていない場合は、不採択となります。

③ ①の審査結果に基づき、予算の範囲内で補助金の交付候補者を選定し、選定された申請者には採択通知を、選定されなかった申請者には不採択通知をそれぞれ通知します。

なお、採択通知を受けた方に対し、(3)の事業実施計画の承認申請に当たり条件を付すことがあります。

④ 採択通知を受けた方の辞退などがあった場合には、不採択通知を受けた方が繰り上がって採択される場合があります。その際は、事前に該当する方に御連絡致します。

⑤ 提案書の審査内容については、一切の質問を受け付けません。

(2) 審査の観点

①必須要件

実施要綱の別表の2の(3)に定める選定要件及び実施要領の別記2の第2の事業実施基準を満たしていること。

②審査項目

ア 事業の目的、趣旨との整合性

- ・ 福祉農園の全国展開に資する活動か。
- ・ 地域の農業分野、福祉分野の双方の課題やニーズに対応した活動か。

- イ 事業目標の妥当性
 - ・ 事業目標は事業目的に合致し事業内容との整合がとれているか。
 - ・ 全国への福祉農園の普及モデルとしてふさわしい目標であるか。
 - ・ 設定した事業目標は実現可能か。
- ウ 事業計画の妥当性
 - ・ 補助金交付終了後に自立的・継続的な取組となることが見込めるか。
 - ・ 取組内容は目標を実現するための計画となっているか。
 - ・ 事業費の積算は適正か。
- エ 事業実施の確実性
 - ・ 費用負担において、計画の実現は可能か。
 - ・ 資金の融通を受ける場合にあっては、資金調達方法が明示されており、償還計画が作成され、その計画が確実に実行されると見込まれるか。
 - ・ 実施体制は適正か。
- オ 事業効果の妥当性
 - ・ 他の事業者等にとって有益な開設事例マニュアルの作成が期待できるか。
 - ・ 十分な規模の視察・研修等の受入れが確実と認められるか。
 - ・ 福祉農園の普及に向け、自発的・積極的な取組が確実と認められるか。

③特別の加点

提案書の審査に当たり、以下の取組等を行う場合には特別の加点をします。

ア 「農」と福祉の連携プロジェクトに関する取組

- ・ 平成27年度において「地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金」（厚生労働省）の利用を予定している取組
- ・ 平成27年度において「地域生活支援事業」（厚生労働省）の利用を予定している取組

イ 地域再生法第5条第1項の規定に基づく地域再生計画と関連した取組

※ 地域再生計画は、近年における急速な少子高齢化の進展、産業構造の変化等の社会経済情勢の変化に対応して、地方公共団体が行う自主的かつ自立的な取組による地域経済の活性化、地域における雇用機会の創出その他の地域の活力の再生を総合的かつ効果的に推進するため、地方公共団体が作成し、内閣総理大臣が認定するものです。

詳しくは下記のホームページを御覧ください。

<https://www.kantei.go.jp/jp/singi/tiiki/tiikisaisei/index.html>

ウ 農福連携に関する実績のある取組

- ・ 地域の農業と福祉の連携をコーディネートした活動実績があり、今後もコーディネートを実施予定である
- ・ 農福連携を実践し、地域の新たな特産品を開発するなど地域活性化の実績がある
- ・ 事業実施予定地域に市町村を構成員に含む農福連携協議会等が整備され

ている
等

※ 特別の加点の対象となる場合、3の(1)の②の資料に加え、上記の連携や実績が確認できる資料を提出下さい。

④事業実施主体の適格性

本補助金の申請者及び申請団体に参加する構成員又は申請団体に参加する見込みの構成員が、提案書の提出から過去3年以内に「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」(昭和30年法律第179号。以下「補助金適正化法」という。)第17条第1項又は第2項に基づき交付決定の取消しがあった補助事業等において、当該取消しの原因となる行為を行った補助事業者等又は間接補助事業者等に該当する場合については、本事業に係る事業実施主体の適格性の審査においてその事実を考慮するものとします。

⑤優先採択について

本事業と併せて都市農業機能発揮対策事業(都市農業機能発揮整備事業)に応募し、整備事業の対象として選定された方については、事業効果を高めるため、本事業について優先採択いたします。

(3) 実施計画の承認

申請者は、採択通知を受け取ってから1か月以内に都市農業機能発揮対策事業実施計画を農村振興局長に提出し、その承認を受けてください。

なお、提案書の選定後、内容や対象経費の精査等のため、ヒアリングを行うことがあります。ヒアリングの日時等については、申請者に事前に御連絡いたします。

連名で応募した方が採択通知を受けた場合には、実施計画の承認申請時までに必要な事項を定め組織化を完了してください。

また、地域住民等の組織する団体については、実施計画の承認申請までには、代表者を定めるとともに、会計処理や意思決定方法等についての規約類の整備を完了してください。

8 補助金の支払手続

実施計画を承認したときは、本補助金の申請者に対して補助金割当通知を送付し、提案された事業に割当される補助金の額をお知らせします。

本補助金の申請者は、割当された額を踏まえ、「都市農業機能発揮事業補助金交付要綱」(平成27年〇月〇日付け26農振第〇号農林水産事務次官依命通知。以下「交付要綱」という。)第5に定める補助金交付申請書を作成し、農村振興局長に提出してください。

その後、発出される本補助金の交付決定通知が送付された後に、本補助金の対象となる事業を開始することができます(これより前に発生した経費や年度終了後に発生した経費は、補助金の交付の対象になりません。)

本補助金の支払い方法は、各年度の事業完了後の精算払いを原則とします。支払に関する手続は以下のとおりです。

- ・ 本補助金の申請者は、事業実施年度の翌年度の4月10日又は事業完了の日から起算して1か月を経過した日のいずれか早い期日までに、帳簿及び領収書等の写しを添付して、交付要綱に定める実績報告書を作成し、農村振興局長に提出してください。
- ・ その後、農村振興局長により、提出された当該実績報告書と帳簿及び領収書等の写しについて審査及び現地調査等を行い、交付決定額の範囲内で、実際に使用された経費について交付する額を確定し、確定通知の送付により補助金が支払われます。

9 お問い合わせ先及び提案書等の提出先

お問い合わせについては、以下の宛先にご連絡下さい。

農林水産省農村振興局農村政策部都市農村交流課都市農業室

〒100-8950 東京都千代田区霞が関1-2-1

Tel : 03-3502-0033

Fax : 03-6744-0571

参考

この公募要領で記載しているもののほか、実施に必要な条件や採択後の手続等、実施要領・実施要綱において定めておりますので、下表を参考に御確認をお願いします。

主な関連事項	実施要綱
①事業内容等 ・提案書作成に係る事業内容、事業実施主体、交付金の採択要件、交付金の額	実施要綱 別表
事業実施基準	実施要領 別記2 第2
経費	実施要領 別記2 第3
②採択後の事業実施の手続 ・事業の実施に係る内容及び提出手続等について	実施要綱 第5 実施要領 別記2 第1
③事業管理及び評価 ・完了報告、事業実施結果の評価について	実施要綱 第7～第8 実施要領 別記2 第4～第5

別紙 1

取組	事業内容
<p>(1) 農業分野と福祉分野の双方について専門的な知見を有する職員の育成</p>	<p>福祉施設等の職員が</p> <ul style="list-style-type: none"> ・福祉農園の運営に必要な農業生産技術 ・施設利用者等に対する農作業・加工作業の指導等の知識 <p>等を習得するための研修の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 研修中の職員の人件費 イ 研修講師への謝金 ウ 先進事例視察等の旅費 等 <p>農業経営者等が福祉農園の運営に必要な障害者の労働管理等の知識を習得するための研修の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 研修講師への謝金 イ 先進事例視察等の旅費 等 <p>試行段階にある福祉農園で必要となる簡易トイレ、農機具（トラクター等）等の借上げ等の取組</p>
<p>(2) 地域に福祉農園を普及するための活動</p>	<p>地域に福祉農園を普及するためのモデルとしての活動に必要な</p> <ul style="list-style-type: none"> ①開設事例マニュアル（当該事業所の経験等を踏まえた開設支援マニュアル）の作成 ②新たな取組を目指す事業者等の視察・研修等の受入れのための説明資料の作成・印刷、研修会の開催等 <p>等の取組</p>

別紙2

目標及び指標の参考例

取 組	目 標	指 標	単 位
農業分野と福祉分野の双方についての専門的な知識を有する職員の育成	障害者等に対する就労の場の提供	障害者等の利用者数	人
	障害者等の自立支援	障害者の工賃の向上	円
	高齢者に対する農作業の機会の推進	高齢者の利用者数	人
地域に福祉農園を普及するための活動	地域における新たな福祉農園の開設	福祉農園の開設数	箇所
	開設支援研修会の開催	開催回数	回
	研修者の受入れ	研修者の受入人数	人
	視察の受入れ	視察の受入回数	回

別紙3

区 分	経 費
1 賃金	臨時に雇用される事務補助員等の賃金
2 報償費	研修講師謝金
3 旅費	普通旅費及び特別旅費（委員等旅費、研修旅費及び日額旅費）
4 需用費	消耗品費、車輛燃料費、印刷製本費、実践研修に必要な資材購入費等
5 役務費	通信運搬費、広告料等
6 委託料	研修に必要な農作業委託料、コンサルタント等の委託料
7 使用料及び賃借料	会場、貨客兼用自動車並びに事業用機械器具等の借料及び損料
8 備品購入費	研修や地域モデルの活動に最低限必要な事務用機械機器等の購入費
9 報酬	技術員、研修中の職員等の人件費等（給与、職員手当（退職手当を除く。））
10 共済費等	共済組合組合負担金、社会保険料、損害保険料
11 研修費	実践研修に要する経費